

令和8・9年度 物品等の供給にかかる競争入札等参加資格審査申請要領

令和8・9年度において、八幡市が発注する物品等の供給にかかる競争入札等の参加資格審査を『八幡市物品等の供給にかかる競争入札参加資格に関する要綱』に基づき行います。

入札等に参加を希望される方は、下記事項に十分留意の上、申請を行ってください。

1. 申請のできる者の資格等

次の各項目に定める資格及び要件を備えていなければ当該申請を行うことができません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人又は破産者で復権を得ていないものでないこと。
- (2) 営業の開始に関し、官公庁の許可、認可、届出等（以下「許認可等」という。）を必要とする業務については、これを得ている者であること。
- (3) 申請日現在において1年以上当該営業を継続して営んでいる者であること。
- (4) 許認可等の必要な業務にあつては、許認可等を得た後1年以上当該営業を継続して営んでいる者であること。
- (5) 直前1年の営業年度に業務実績高のある者であること。
- (6) 市税その他の納付金を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ただし、次の各号のいずれかに該当して営業を承継し、営業の同一性を失うことなく引き続いて営業する場合は、前営業者の営業期間は、承継人による営業期間とみなします。

- ① 相続したとき。
- ② 前営業者が老齢又は疾病等により営業に従事できなくなった場合に、生計を一にする同居の親族が代わって営業するとき。
- ③ 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の代表者に就任し、現にその任にあるとき。
- ④ 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき

2. 申請手続

- (1) 提出書類 別表「令和8・9年度八幡市物品等の供給にかかる競争入札等参加資格審査申請書類一覧表」のとおり。
- (2) 提出方法 インターネットによる受付
※紙申請からインターネットを利用した電子申請へ変更となり、紙での提出は不要となります。
必要な書類は専用サイトにアップロードして提出してください。
- (3) 提出期間 令和8年7月1日から令和9年9月30日まで
- (4) 登録有効期間 承認日から令和10年3月31日まで

3. その他

- ア. 申請者が、『1. 申請のできる者の資格等』の要件を欠くに至ったときは、当該有資格者の登録は取り消します。
- イ. 申請書及びその他すべての提出書類について、故意に虚偽の事実を記載した場合は、当該有資格者の登録は取り消します。
- ウ. 申請書を提出後、当該申請内容に変更を生じた場合は、速やかに変更の申請をしてください。
- エ. 法人にあって、支店長又は営業所長等に入札等の権限を委任する場合は、委任状が必要です。

* 注意事項

- 1. 提出書類及び記載事項について不備のあるときは、受付できませんので留意の上、提出して下さい。
- 2. 審査に必要な時は、「申請書類一覧表」に掲げる書類以外の書類等の資料を求めることがあります。この場合、その資料が別に指定する期限内に提出されないときは、事実確認が出来ないものとして受付できません。
- 3. 提出期間後の受付はできませんのでご注意ください。
- 4. 当該申請により登録する有資格者名簿は、八幡市上下水道部においても使用しますので、上下水道部への提出は不要です。
- 5. 当該申請にかかる申請内容は、八幡市情報公開条例により開示の対象となります。
- 6. その他不明な点は、総務部契約検査課までお問合せください。

(電話番号 075-983-2201)

申請書類及び添付書類の記載要領

- 1 八幡市一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【物品等の供給】
 - ・申請日現在で作成する。
 - ・申請者は、本店(本社)の代表者とする

- 希望登録業種一覧及び営業に必要な許認可登録等の名称、番号等
 - ・取引品目(メーカー名等)、業務内容の欄には具体的な内容を記入する。
記載例：机(〇〇社製)
 - ・当該取引品目(業務等)について許可・認可・登録等が必要か否かにより、許認可等の要・否の欄に該当するものを選択する。
 - ・最大6業種まで選択可能(詳細業種は制限なし)。
 - ・業種毎の直前1営業年度の取引実績額(概算額可)を記入すること。
 - ・取引実績がない業種は、登録を認めない。
取引実績がない詳細業種を希望する場合、同一業種内の他の詳細業種で実績があれば認めるものとする。
 - ・当該営業等にかかる許認可等に「要」とした場合のその許認可等の名称・番号及び許可等の年月日を記入する。

- 2 代表者印鑑証明書(発行官公庁の様式)
※発行後概ね3ヶ月以内のもの。

- 3 使用印鑑届兼委任状(八幡市指定用紙)
 - ・市と取引をする際に使用する印鑑を届け出る。
なお、法人で受任者がある場合は、受任者が使用する印鑑を届け出る。

- 4 営業経歴書(任意様式、指定用紙のどちらでも可)
 - ・直前1営業年度分の主なものを記載する。
 - ・契約内容の欄には、納入品名、数量等を記載する。

- 5 営業所一覧(任意様式、指定用紙のどちらでも可)
 - ・本店及び支店もしくは事務所等を記入する。

- 6 営業に必要な許認可登録等を証する書類(発行官公庁の様式)
 - ・営業販売等に関して許可・認可・登録等が必要な業種について最新の書類を提出する。有効期限のある許認可登録等については、有効期間内であること。

- 7 納税証明書(滞納、未納が無い証明書又は直前1営業年度分の未納額0の証明書)
(発行官公庁の様式)
 - ・市内業者(各1通)
 - 法人…①八幡市税
②消費税(その3の3)
 - 個人…①八幡市税
②消費税(その3の2)

- ・市外業者（各1通）
 - 法人…①法人市町村民税
 - ②消費税（その3の3）
 - 個人…①個人市町村民税、
 - ②消費税（その3の2）

※ 発行後概ね3カ月以内のものを提出する。

※ 法人市外業者の場合、①法人市町村民税は、本社または委任先支店等のどちらか一方のものを提出する。

8 登記簿謄本等（発行官公庁の様式）

- ・法人の場合…商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ・個人の場合…代表者の身元（身分）証明書（本籍地の市区町村で発行）
若しくは登録原票記載事項証明書（外国籍）

※発行後概ね3カ月以内のものを提出する。

令和8・9年度八幡市物品等の供給にかかる競争入札等参加資格審査申請書類一覧表

提出書類		法人	個人
1	八幡市一般競争(指名競争)参加資格審査申請書【物品等の供給】	○	○
2	代表者印鑑証明書(発行官公庁の様式)	○	○
3	使用印鑑届兼委任状	○	○
4	営業経歴書(任意様式可)	○	○
5	営業所一覧表(営業所がある場合のみ、任意様式可)	(○)	(○)
6	営業に必要な許認可登録等を証する書類(ある場合のみ)	(○)	(○)
	納税証明書(滞納がない証明)(直前1営業年度分)		
	(八幡市内業者の場合)... 市税・国税(各1通)		
	・「八幡市税につき滞納がない納税証明」...税務課へ申請してください。	○	○
	・「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明(その3の3) ...税務署へ請求してください。	○	
	・「所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明(その3の2) ...税務署へ請求してください。		○
7	(八幡市外業者の場合)... 市税・国税(各1通)		
	・「法人市民税」...市区町村へ申請してください。	○	
	・「個人市民税」...市区町村へ申請してください。		○
	・「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明(その3の3) ...税務署へ請求してください。	○	
	・「所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明(その3の2) ...税務署へ請求してください。		○
	登記簿謄本(発行官公庁の様式)		
	・(法人の場合)...商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書得又は現在事項全部証明書)	○	
8	・(個人の場合)...代表者の身元(身分)証明書(代表者の本籍地の市区町村で発行) 若しくは登録原票記載事項証明書(外国籍の方)		○ (○)

* ○は必ず提出が必要。(○)は該当する場合のみ提出が必要。